

一般廃棄物処理関係団体 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室

消費税の適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始に関する
周知等について（協力依頼）

平素から、廃棄物行政並びに税務行政に多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。それに先立ち、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

事業者の方が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

国税庁においては、この登録申請の周知のため、国税庁ホームページに特設サイトを開設するとともに、別添の広告を作成し、専門紙等に掲載しているところです。

つきましては、貴団体の会員向け機関誌等（本年9月末までに発行）にて、この登録申請について周知等を行っていただける場合には、当該広告を掲載するなど、適宜御活用いただければと思います。

なお、当該広告を御活用いただく場合には、御面倒をおかけしますが、掲載誌名・掲載時期等につき、下記の「掲載時期等の連絡先」まで御一報をお願いします。

引き続き、こうした制度の周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】

○インボイス制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」を御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的な御相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝日除く）

【掲載時期等の連絡先】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
代表番号 03-3581-3351（内線 6839）
担当：伊藤・越智・用品・山田

【別添広告の内容に関する問合せ先】

国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室
代表番号 03-3581-4161（内線 3377）
担当：原岡・梅本・鈴木